

～成年後見制度について～

成年後見制度とは…？

認知症や精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の権利や財産を、法律面や生活面から保護し支援するための制度です。成年後見制度には**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。

【法定後見制度】

支援を受ける本人の判断能力の状態によって、

- ① 後見(=成年後見人)
…判断能力の減退程度が**重度**
- ② 保佐(=保佐人)
…判断能力の減退程度が**中度**
- ③ 補助(=補助人)
…判断能力の減退程度が**軽度**

不安や心配の程度に応じて上記3つの支援制度が用意されています。

【任意後見制度】

『今は元気。でも将来が心配。もしも判断能力が不十分になったら、信頼できる特定の人に支援してほしい。』そんな時に利用できる制度です。

特徴として、

- ・自分が**選んだ人**に支援してもらえる。
 - ・自分の希望通りの支援が受けられ、**自分の意思をきめ細かく反映できる**。
 - ・元気なうちに契約できるので、将来の不安が軽くなり安心できる。
- といった点があげられます。

成年後見人になるには…？

・成年後見人等は、ご本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、**家庭裁判所**が選任することになります。

ご本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。

・任意後見人制度の場合は、後見人にふさわしい人物を自身で決めることができます。

どんな事ができるの…？

① 財産管理

本人の財産を適切に管理することです。
例えば、印鑑や預金通帳の保管・不動産の維持や管理・年金や保険金の受け取り等が含まれます。

② 身上保護

本人の生活、治療、介護などに関する法律行為を行うことです。

住居の確保や生活環境の整備、施設等への入退所の手続きや③契約、入院の手続きなどを行います。

③※直接的な介護は含まれません。

制度を利用するには…？

本人が実際に住んでいる所を管轄する**家庭裁判所**へ申し立てを行う必要があります。

申立ができる人は…？

本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長、と限られています。
※詳しくは、富山県家庭裁判所高岡支部（本人の住所地の家庭裁判所）へお問い合わせください。



**新館1F 東が
完成しました！**



居室



フロア



これもちまして、全館リニューアル工事が完了いたしました。全館個室となりましたので、入居者の皆様には広々とした空間にてゆったりとお過ごしいただけることと思います。

工事期間中、入居者の皆様・ご家族様・ご来苑者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。